

法人税関係

交際費等に係る 控除対象外消費税等の取扱い

1はじめに

法人の支出する交際費等については、現況資本金1億円以下の法人について年800万円の定額控除限度額があることもあり、この控除対象外消費税等のことを失念してしまうことが多い。

本稿では実務上の留意点について考察することとする。

2控除対象外消費税等の発生

資本金1億円以下の法人（大手会社の完全支配子会社等を除く。）の支出する交際費等は、その支出額のうち年800万円の定額控除限度額を超える金額又は接待飲食費の50%相当額を超える額とのいずれか少ない金額が損金不算入とされる（措法61の4②）。

この損金不算入となる金額を算出する場合において、交際費等の額に消費税等が含まれている場合には、次のように取り扱われる（平元.3直法2-1）。

① 税込経理方式の場合

消費税等込みの価額を交際費等として計上しているので、その消費税等込みの交際費等の額を基に損金不算入額を計算する。

② 税抜経理方式の場合

消費税等は仮払消費税等として経理され、消費税等抜きの価額を交際費等として計上するので、その消費税等抜きの交際費等の額を基に損金不算入額を計

算する。

ただし、その事業年度において、課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満となったときに、仕入税額控除ができなかった消費税等の額（以下「控除対象外消費税等」という。）がある場合には、消費税等抜きの交際費等の合計額に、交際費等に係る消費税等の額のうち、その控除対象外消費税等の額に相当する金額を加えた額を交際費等の額として、交際費等の損金不算入額を計算することになる。

3控除対象外消費税等を加算する理由

上記2のただし書のような処理を行う理由は、交際費等に含まれている消費税等のうち控除対象外消費税等となったものについては、たとえ仮払消費税として経理しても仮受消費税等とは相殺されず、最終的には租税公課等として損金の額に算入することとなる。しかし、その実質は交際費等そのものであることに間違はない。したがって、控除対象外消費税等とされる交際費等に係る消費税等については、交際費等の金額として損金不算入額を計算することになるということである。

4具体的な計算例

- ・税抜経理方式を採用
- ・消費税は一括比例配分方式

・課税仕入80,000円（仮払消費税等8,000円）

・上記課税仕入のうち10,000円（仮払消費税等1,000円）が交際費等

・課税売上割合は60%

・単純化のため、交際費等は全額損金不算入とする

① この場合、控除対象外消費税等の金額は

$8,000\text{円} \times (1 - 0.6) = 3,200\text{円}$ となる。

この金額は租税公課等として損金経理される。

② 交際費等に係る控除対象外消費税等の金額は

$1,000\text{円} \times (1 - 0.6) = 400\text{円}$ となる。

この金額が、別表15において交際費等の金額10,000とともに損金不算入額となる。

5おわりに

税務調査においては（社外流出項目であることもあり）非違事項として指摘されることも多いと聞く。

特に課税売上割合が低い場合には、意外とその金額が大きくなることも想定されるので注意する必要がある。

なお、税込経理方式を採用している場合に、交際費等だけ申告調整による税抜処理をすることは認められない。

[右山研究グループ
税理士 玉ノ井 孝一]